

名古屋都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）
尾張東部衛生組合ごみ処理施設整備事業
に係る計画段階環境配慮書

令和7年11月

尾張旭市

はじめに

本計画段階環境配慮書は、尾張東部衛生組合が計画している新たなごみ処理施設の整備事業について、「愛知県環境影響評価条例」（平成10年愛知県条例第47号）に基づき、事業の計画の立案段階において環境の保全のために配慮すべき事項の検討を行い、その結果を取りまとめたものである。

なお、事業実施想定区域の位置する尾張旭市は、名古屋都市計画区域の一部であり、計画施設は名古屋都市計画ごみ処理場に位置付けられる。

目 次

第1章 都市計画決定権者の名称	1-1	(1)
第2章 都市計画配慮書対象事業の目的及び内容	2-1	(3)
2.1 都市計画配慮書対象事業の目的	2-1	(3)
2.1.1 事業の目的	2-1	(3)
2.1.2 ごみ処理施設の現状	2-2	(4)
2.1.3 ごみ処理広域化計画の概要	2-3	(5)
2.1.4 建設予定地の選定経緯	2-3	(5)
2.2 都市計画配慮書対象事業の内容	2-7	(9)
2.2.1 都市計画配慮書対象事業の種類	2-7	(9)
2.2.2 都市計画配慮書対象事業の規模	2-7	(9)
2.2.3 配慮書対象事業実施想定区域の位置	2-7	(9)
2.2.4 都市計画配慮書対象事業の諸元	2-10	(12)
2.2.5 都市計画配慮書対象事業に係る工事計画の概要	2-17	(19)
2.2.6 複数案の設定	2-19	(21)
第3章 都市計画対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況	3-1	(25)	
3.1 自然的状況	3-3	(27)
3.1.1 気象・大気質その他の大気に係る環境の状況	3-3	(27)
3.1.2 騒音等に係る環境の状況	3-16	(40)
3.1.3 振動に係る環境の状況	3-20	(44)
3.1.4 悪臭に係る環境の状況	3-21	(45)
3.1.5 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況	3-21	(45)
3.1.6 地形及び地質の状況	3-28	(52)
3.1.7 地盤、地下水及び土壤の状況	3-32	(56)
3.1.8 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況	3-38	(62)
3.1.9 景観、人と自然との触れ合いの活動の状況及び 地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況	3-81	(105)
3.2 社会的状況	3-92	(116)
3.2.1 人口及び産業の状況	3-92	(116)
3.2.2 土地利用の状況	3-94	(118)
3.2.3 都市計画の状況	3-97	(121)
3.2.4 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況	3-100	(124)
3.2.5 交通の状況	3-102	(126)
3.2.6 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に 必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況	3-107	(131)

3.2.7	下水道の整備の状況	3-120	(144)
3.2.8	環境の保全を目的とする法令等により指定された地域 その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の 環境の保全に関する施策の内容	3-121	(145)
3.2.9	その他都市計画配慮書対象事業に関し必要な事項	3-168	(192)

第4章 計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の手法 4-1 (197)

4.1	計画段階配慮事項の選定及びその選定理由	4-1	(197)
4.2	調査、予測及び評価の手法の選定	4-4	(200)

第5章 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の結果 5-1 (203)

5.1	大気質	5-1	(203)
5.1.1	調査	5-1	(203)
5.1.2	予測	5-3	(205)
5.1.3	評価	5-11	(213)
5.2	景観	5-12	(214)
5.2.1	調査	5-12	(214)
5.2.2	予測	5-16	(218)
5.2.3	評価	5-30	(232)

第6章 総合評価 6-1 (233)

第7章 計画段階環境配慮書に関する業務を委託した事業者の名称、 代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 7-1 (235)

第1章 都市計画決定権者の名称

第1章 都市計画決定権者の名称

都市計画決定権者の名称

尾張旭市

事業者 の 名称

尾張東部衛生組合

第2章 都市計画配慮書対象事業の目的及び内容

第2章 都市計画配慮書対象事業の目的及び内容

2.1 都市計画配慮書対象事業の目的

2.1.1 事業の目的

国は、ごみ処理に伴うダイオキシン類の排出削減等を図るため、平成9年5月に各都道府県に対して、ダイオキシン類削減対策、焼却残渣の高度処理対策、マテリアルリサイクルの推進、サーマルリサイクルの推進、最終処分場の確保対策、公共事業のコスト縮減を踏まえた、ごみ処理の広域化を推進するよう通知を行った。

これを受け、愛知県は、平成10年10月に平成19年度までの10年間を計画期間とする「愛知県ごみ焼却処理広域化計画」を策定した。その後、市町村合併の進展やごみ処理技術の進歩を受けて、広域化ブロックの区割りの見直しを実施し、平成21年3月に「第2次愛知県ごみ焼却処理広域化計画」（以下「広域化計画」という。）を策定した。

県の「広域化計画」では、県内を13のブロックに分け、焼却能力300t/日以上の全連続炉への集約化を目指しており、尾張東部衛生組合（構成市：瀬戸市、尾張旭市及び長久手市）と尾三衛生組合（構成市町：日進市、みよし市及び愛知郡東郷町）の焼却施設の集約化が目標とされている。

「尾張東部・尾三地域広域化ブロックごみ処理における広域化計画」（令和3年3月）（以下「尾張東部・尾三地域広域化計画」という。）では、令和44年度に集約1施設とすることを目標としており、よって、令和43年度までは、各組合が単独でごみ処理を行う必要がある。

なお、令和3年11月には、廃棄物処理経費の縮減、気候変動対策の推進、災害への対応等の観点から、より安定的かつ効率的なごみ処理体制の構築を推進するため、愛知県は「愛知県ごみ処理広域化・集約化計画（2021年度～2030年度）」を策定しており、本計画においても、尾張東部・尾三ブロックの2焼却施設を令和15（2033）年度以降を目安に統合し、1施設による処理体制を目指すとされている。

尾張東部衛生組合（以下「本組合」という。）では、組合が管理・運営する一般廃棄物処理施設（晴丘センター）において瀬戸市、尾張旭市及び長久手市（以下「組合市」という。）で発生するごみの処理を行っている。

昭和39年に瀬戸市と旭町（現尾張旭市）により瀬戸市旭町衛生組合を設立し、その後昭和48年に長久手町（現長久手市）が加入し尾張東部衛生組合に名称変更を行った。本組合の現有施設である晴丘センターは、平成2年3月に粗大ごみ処理施設、平成4年3月にごみ焼却施設が竣工し、ごみ焼却施設については老朽化が進行していたため令和13年度までの延命化を目標に令和元年度から令和4年度にかけて基幹的設備改良工事を実施している。令和5年度には「ごみ処理施設整備基本構想」（令和6年3月）を策定し、令和15年度の稼働を目標として、新可燃ごみ処理施設及び新不燃ごみ・粗大ごみ処理施設を整備する計画としている。その後の検討において、まず新可燃ごみ処理施設について計画検討及び整備を進め、新不燃ごみ・粗大ごみ処理施設については、それ以降に改めて計画検討を行うこととした。

本事業は、本組合の新ごみ処理施設の建設を目的とするものである。

2.1.2 ごみ処理施設の現状

本組合では、晴丘センターにおいて組合市的一般廃棄物の処理を行っている。ごみ焼却施設と粗大ごみ処理施設があり、ごみ焼却施設は、令和元年度から令和4年度にかけて基幹的設備改良工事を実施している。既存施設の概要は、表 2.1.1 に、位置は図 2.1.1 に示すとおりである。

表 2.1.1 既存施設の概要

施設名称	晴丘センター		
所在地	愛知県尾張旭市晴丘町東 33 番地の 1		
施設種類	ごみ焼却施設	粗大ごみ処理施設	
処理対象廃棄物	可燃ごみ	不燃ごみ、粗大ごみ	
処理能力	300 t / 日 (150 t / 24 h × 2 炉)	50 t / 5 h	5 t / 5 h
処理方式	全連続燃焼式機械炉	横型回転式破碎機	剪断式破碎機
竣工年月日	平成 4 年 3 月 31 日	平成 2 年 3 月 31 日	



図 2.1.1 既存施設の位置

2.1.3 ごみ処理広域化計画の概要

県の「広域化計画」では、尾張東部・尾三ブロックの構想として尾三衛生組合と本組合でごみ焼却施設を集約化する方針が定められており、尾三衛生組合を構成する日進市、みよし市及び東郷町と本組合の組合市の間で協議、検討を進め、「尾張東部・尾三地域広域化計画」を策定している。

両組合既存施設の敷地では、集約して1施設を建設できる面積が不足している点、両組合とも既存施設の延命化目標年度終了までの期間が約10年である点から、次期施設整備時には、両組合それぞれが単独で新施設を建設する方針となった。なお、両施設は、ごみ減量と施設集約に向けたごみ分別の統一化や施設停止時のごみの相互受け入れ等の相互支援を取り入れたものとし、令和43年度までは相互支援により2施設体制で運営し、令和44年度に集約1施設として新施設の竣工・供用を開始することを目指す。

本組合の現有施設である晴丘センターのごみ焼却施設は、基幹的設備改良工事により延命化を実施したが、令和14年度には竣工後40年が経過することから、老朽化が懸念され、新ごみ処理施設整備の検討が必要となることから、本組合では、「ごみ処理施設整備基本構想」を策定し、令和15年度の稼働を目指し、新可燃ごみ処理施設を整備していくこととした。

2.1.4 建設予定地の選定経緯

建設予定地は、「ごみ処理施設整備基本構想」において検討を行い、最優秀候補地を選定した。

新ごみ処理施設候補地選定のフローは図2.1.2に示すとおりである。

まず、候補地選定にあたり必要な基本条件として、関係する土地利用規制の法令や指針、地形・地理、生活環境保全等の条件の整理を行った。

次に、一次スクリーニングでは、ネガティブ条件（法規制、地形・地理、生活環境保全）により建設不適地を排除し、建設に必要となる面積（19,000m²）を確保できることを条件とした結果、138候補地を抽出した。

二次スクリーニングでは、ポジティブ条件（周辺条件、災害に対する安全性等）により候補地を絞り込み、さらに各小学校区から候補地への収集運搬効率が平均値以上となる候補地を絞り込んだ結果、8候補地を抽出した。

最後に、三次スクリーニングでは、現地調査を行い現況の土地利用状況を確認し、表2.1.2に示す技術面、環境面、土地利用面、用地取得可能性、経済・維持管理面、余熱利用面の6点から比較評価基準を定めて比較評価を行い、得点が最も高かった現有施設の敷地を最優秀候補地として絞り込んだ。

各段階において検討委員会で適地選定の方法・結果について意見聴取を行い、その妥当性について確認した。

その後、「ごみ処理施設整備基本構想」における結果を踏まえて更なる検討や関係者との協議を行い、建設予定地の範囲を決定した。

なお、候補地の選定は地元の理解が非常に重要なものであり、選定段階において複数の候補地を公表することは、それぞれの地元に多大な影響を及ぼすことが懸念されたため、候補地の選定後に計画段階環境配慮書の手続きを実施した。

基本条件・対象地域の確認及び整理

第1回委員会 (R4.10.21)

- 1) 基本条件の整理
- 2) 対象地域の整理



一次スクリーニング

第2回委員会 (R5.3.10)

- 1) 法規制による条件による除外地域の設定、図化
- 2) 地形・地理的条件による除外地域の設定、図化
- 3) 生活環境保全条件による除外地域の設定、図化
- 4) ネガティブマップの作成
- 5) 組合市や地域住民から推薦地の確認
- 6) 新ごみ処理施設建設が必要面積要件を満たしているか確認し、候補エリアを抽出
- 7) 一次スクリーニングで選定した候補エリアの整理



二次スクリーニング

第3回委員会 (R5.7.28)

- 1) 周辺条件（道路、特別高圧電線）の設定、図化
- 2) 災害に対する安全性（浸水、液状化地域の除外）の設定、図化
- 3) ポジティブマップの作成
- 4) 一次スクリーニングを含めた各図の重ね合わせの結果、候補地として浮かび上がる場所に対して収集運搬効率（学区別ごみ量等から算定）の評価
- 5) 二次スクリーニングにより抽出した候補エリアの整理



三次スクリーニング

第4回委員会 (R5.12.15)

- 1) 現地調査等による候補地の確認
- 2) 評価基準（技術面、環境面、土地利用面、経済・維持管理面等）の策定、配点の検討
- 3) 比較評価により、最優秀候補地を選定

出典：「ごみ処理施設整備基本構想」（令和6年3月 尾張東部衛生組合）

図 2.1.2 候補地選定のフロー

表 2.1.2(1) 比較項目と評価基準

No	比較項目			評価基準
1	技術面	土地造成のしやすさ	段差(擁壁の有無、平面形状)	段差なく矩形に近い◎ 段差なく矩形でない○ 段差あり又は奇形△
2		地質	地盤性状	岩又は砂質土(密)地盤◎ 砂質土地盤○ 粘性土地盤△
3	環境面	住居系用途地域	住居系用途地域との離隔	住居系用途地域から100m以上の離隔をとることができる◎ 住居系用途地域からの離隔が100m未満△
4		既存集落	既存集落との離隔	住宅から100m以上の離隔をとることができるもの◎ 住宅からの離隔が100m未満△
5		静穏な環境を要する施設	静穏な環境を要する施設との離隔	学校・保育園及び医療・福祉施設から100m以上離隔をとることができるもの◎ 学校・保育園及び医療・福祉施設からの離隔が100m未満△
6		周辺農地	周辺農地との離隔	農地から100m以上離隔をとることができるもの◎ 農地からの離隔が100m未満△
7		文化財	文化財との離隔	文化財から100m以上離隔をとることができるもの◎ 文化財からの離隔が100m未満△
8		土壤汚染	候補地内の土壤汚染可能性	候補地内で特定有害物質の使用届が出されていない◎ 候補地内で特定有害物質の使用届が出されている△
9		自然環境配慮	オオタカ、サシバ、クマタカ生息地	候補地内に生息適地がない◎ 候補地内に生息適地がある△
10	土地利用面	用途地域	候補地の用途地域	工業地域、準工業地域及び工業専用地域◎ 市街化調整区域○
11		道路幅員	敷地面積0.3ha以上の場合 道路幅員9m以上必要	道路幅員9m以上◎ 道路幅員9m未満△
12		通学路	搬入道路と通学路の交差	通学路が施設の入口と交差していない◎ 通学路が施設の入口と交差している△
13		緊急輸送道路指定	災害時に他の道路より優先して障害物等の撤去がされる災害廃棄物の早期輸送が可能	第一次緊急輸送道路と指定されている道路に面している◎ 第二次緊急輸送道路と指定されている道路に面している○ その他道路に面している△
14		想定震度	地震発生におけるリスク回避	想定震度が中規模の地震(震度5強)以下○ 想定震度が中規模の地震(震度5強)より大きい△
15	用地取得可能性	移転必要者数	候補地内の事業者数	移転必要件数3件未満◎ 移転必要件数3件以上5件未満○ 移転必要件数5件以上△
16	経済・維持管理面	建設コスト	候補地内における建設コストの多少	補償が少なく、標準的な造成◎ 補償は少ないが大規模な造成又は、多額の補償だが標準的な造成○ 多額の補償、大規模な造成工事が必要△
17		小学校区からの収集運搬効率	小学校区からの収集運搬効率	収集運搬効率が一番高い(1位)◎ 1位との差が10%未満○ 1位との差が10%以上△
18		人口重心	人口重心からの距離による評価	人口重心からの距離が一番近い(1位)◎ 1位との差が500m未満○ 1位との差が500m以上△

出典:「ごみ処理施設整備基本構想」(令和6年3月 尾張東部衛生組合)

第2章 都市計画配慮書対象事業の目的及び内容

2.1 都市計画配慮書対象事業の目的

表 2.1.2(2) 比較項目と評価基準

No	比較項目			評価基準
19	経済・維持管理面	北丘最終処分場への運搬効率	北丘最終処分場への運搬効率	北丘最終処分場への運搬効率が一番高い（1位）◎ 1位との差が10%未満○ 1位との差が10%以上△
20		高圧電線	候補地周辺の高圧電線の有無	候補地内に高圧電線あり◎ 候補地周辺に高圧電線あり○ 候補地周辺に高圧電線がない又は、高圧電線はあるが間に障害物がある△
21		処理水の放流	河川放流または下水道供用区域	放流可能な河川が近くにある◎ 河川はないが下水道供用区域である○ 河川もなく下水道供用区域でもない△
22	余熱利用面	余熱利用	近隣の余熱利用可能施設の有無	候補地周辺に余熱利用可能施設がある◎ 候補地周辺に余熱利用可能施設がない△

出典：「ごみ処理施設整備基本構想」（令和6年3月 尾張東部衛生組合）

2.2 都市計画配慮書対象事業の内容

2.2.1 都市計画配慮書対象事業の種類

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)第8条第1項に規定するごみ処理施設(ごみ焼却施設)の設置事業

2.2.2 都市計画配慮書対象事業の規模

ごみ焼却施設 処理能力: 205 t / 日

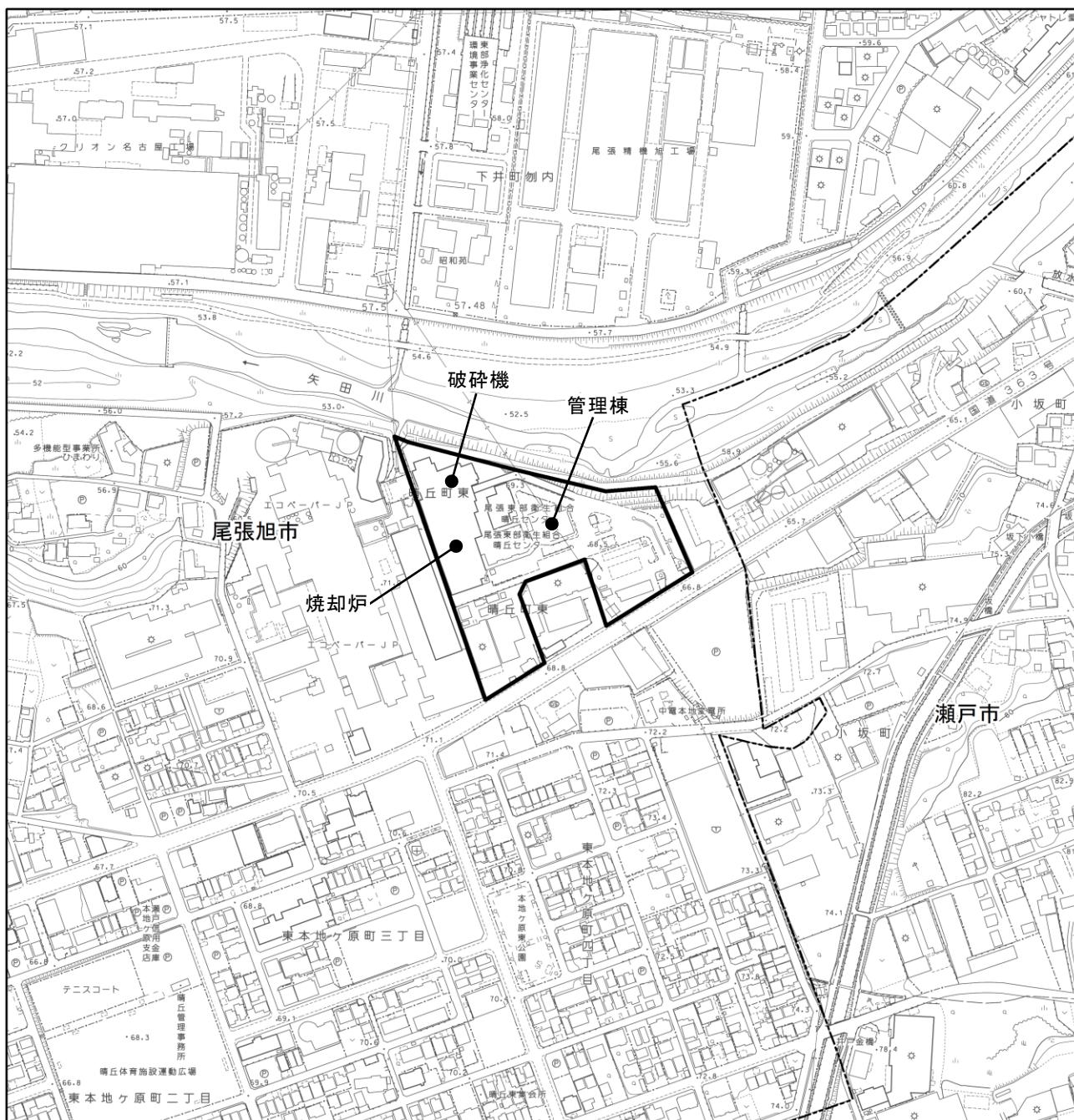
2.2.3 配慮書対象事業実施想定区域の位置

位置: 愛知県尾張旭市晴丘町東地内(図 2.2.1 及び図 2.2.2 参照)

面積: 約 2.1ha



図 2.2.1 配慮書対象事業実施想定区域の位置



凡 例

配慮書対象事業実施想定区域

---- 市界

1:5,000
0 50 100 200 m
N

図 2.2.2 既存施設の設備配置

2.2.4 都市計画配慮書対象事業の諸元

2.2.4.1 ごみ処理施設の諸元

本事業において配慮書対象事業実施想定区域（以下「対象事業実施想定区域」という。）に設置する新ごみ処理施設（以下「計画施設」という。）の諸元は、表 2.2.1 に示すとおりである。

表 2.2.1 計画施設の諸元

処理施設	項目	計画諸元
可燃ごみ処理施設	処理能力	205 t / 日 (2 炉)
	処理方式	未定
	処理対象ごみ	可燃ごみ、災害廃棄物
	公害防止設備	適切な公害防止設備を備えた施設を整備する
	煙突高さ	59m
	運転計画	24 時間連続運転
稼働目標年度		令和 15 年度

2.2.4.2 処理能力の算定

計画施設の処理能力は 205 t / 日 (24 h) を計画している。処理能力については、以下のとおり算出した。

計画施設における計画処理量の算出にあたって、計画目標年次は、「循環型社会形成推進交付金等に係る施設の整備規模について（通知）」（環循適発第 24032920 号）を参考とし、将来予測の確度や、施設の耐用年数、投資効率等を勘案して、稼働開始年度から 7 年以内で処理量が最大となる令和 17 年度とした。

(1) 計画処理量

「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（令和 6 年 3 月 尾張東部衛生組合）において、令和 15 年度までのごみ排出量の見込みを算出している。

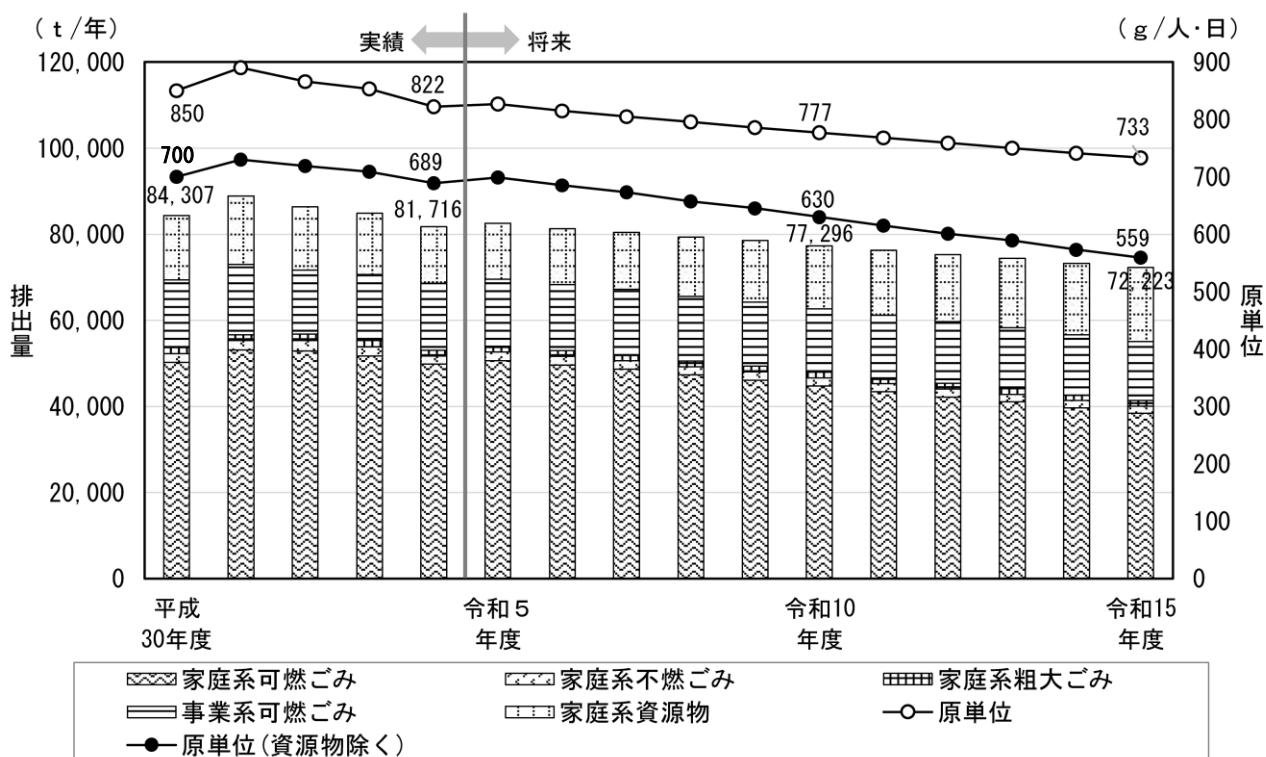
今後、組合市が計画する政策等の効果を踏まえたごみ排出量の予測値は、表 2.2.2 及び図 2.2.3 に示すとおりである。ごみ総排出量（資源物除く）は令和 15 年度には 55,121t/年、原単位は 559g/人・日となる見込みである。

可燃ごみ処理施設の処理量等の予測値は、表 2.2.3 及び図 2.2.4 に示すとおりである。不燃ごみ及び粗大ごみは破碎処理し、可燃性破碎残渣、不燃性破碎残渣、資源物に選別する。可燃性破碎残渣及び可燃ごみは可燃ごみ処理施設で処理を行う。令和 15 年度の可燃ごみ処理施設の処理量は、53,783t/年となる見込みである。

表 2.2.2 ごみ排出量の実績及び見込み

		実績	将来											
			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
人口	人	272,474	272,573	273,212	273,579	273,195	272,812	272,428	272,045	271,661	271,117	270,573	270,028	
家庭系	可燃ごみ	t/年	49,853	50,611	49,607	48,617	47,280	46,112	44,736	43,457	42,191	41,015	39,634	38,359
	不燃ごみ	t/年	1,899	2,008	1,966	1,947	1,899	1,878	1,852	1,828	1,802	1,759	1,731	1,705
	粗大ごみ	t/年	1,326	1,376	1,381	1,380	1,375	1,374	1,365	1,338	1,333	1,330	1,321	1,314
	計	t/年	53,077	53,995	52,954	51,944	50,554	49,364	47,953	46,623	45,326	44,104	42,686	41,378
事業系可燃ごみ	t/年	15,475	15,592	15,382	15,214	15,005	14,874	14,662	14,492	14,312	14,139	13,922	13,743	
家庭系資源物	t/年	13,164	12,882	12,979	13,239	13,766	14,259	14,681	15,158	15,643	16,162	16,599	17,102	
総計	t/年	81,716	82,469	81,315	80,397	79,325	78,497	77,296	76,273	75,281	74,405	73,207	72,223	
	原単位	g/人・日	822	827	815	805	796	786	777	768	759	750	741	733
総計(資源物除く)	t/年	68,552	69,587	68,336	67,158	65,559	64,238	62,615	61,115	59,638	58,243	56,608	55,121	
	原単位	g/人・日	689	698	685	673	657	643	630	615	601	587	573	559

出典：「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（令和6年3月 尾張東部衛生組合）



出典：「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（令和6年3月 尾張東部衛生組合）

図 2.2.3 ごみ排出量の実績及び見込み

第2章 都市計画配慮書対象事業の目的及び内容

2.2 都市計画配慮書対象事業の内容

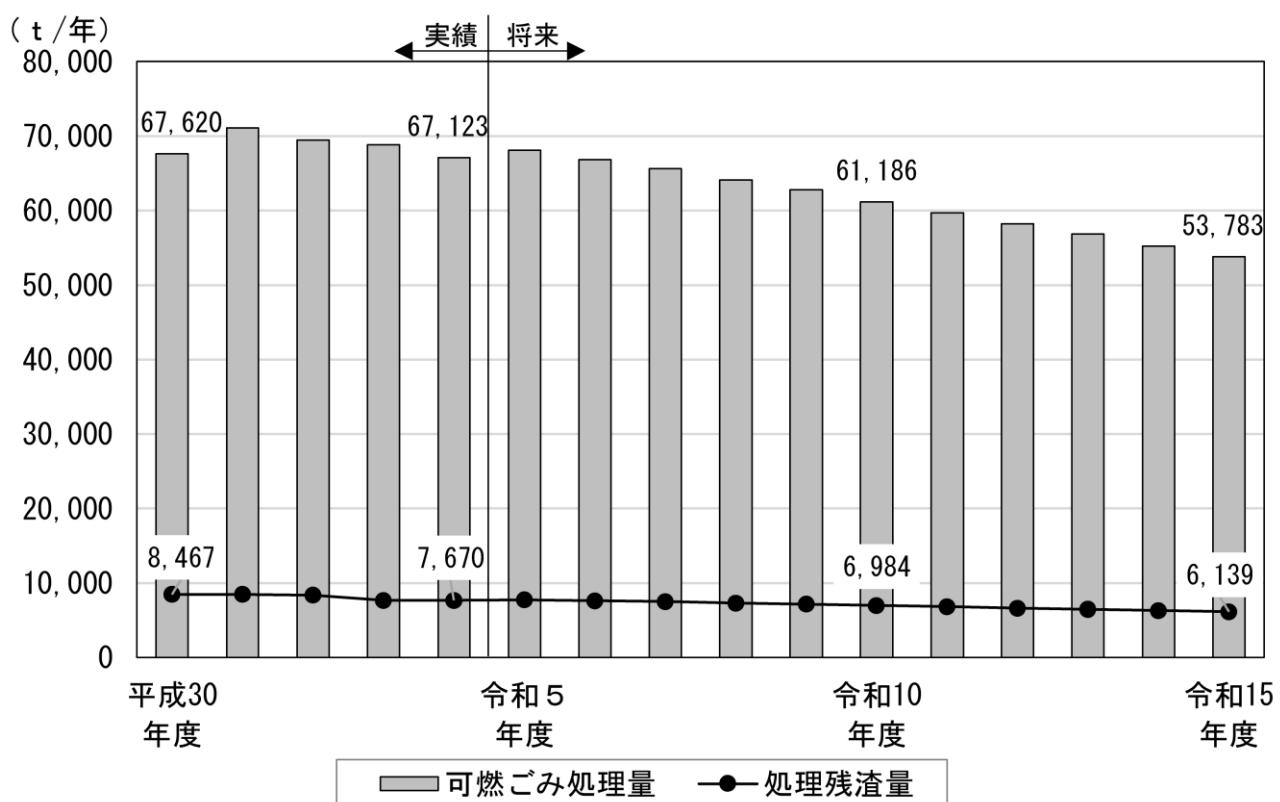
表 2.2.3 可燃ごみ処理施設の処理量等の実績及び見込み

単位:t/年

	実績		将来										
	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度	令和12 年度	令和13 年度	令和14 年度	令和15 年度	
ごみ処理量	67,123	68,082	66,848	65,678	64,104	62,794	61,186	59,710	58,247	56,873	55,256	53,783	
可燃ごみ搬入量(地区外搬出含む)	65,327	66,203	64,989	63,831	62,285	60,986	59,398	57,949	56,503	55,154	53,556	52,102	
(一)紙類抜き取り量	43	44	43	42	41	40	40	38	37	36	34	34	
可燃性破碎残渣量	1,839	1,923	1,902	1,889	1,860	1,848	1,828	1,799	1,781	1,755	1,734	1,715	
処理残渣量	7,670 ^{注)}	7,771	7,630	7,496	7,317	7,167	6,984	6,816	6,649	6,492	6,307	6,139	
灰中金属	82	83	81	80	79	77	75	72	71	70	67	66	
落じん灰	6	6	6	6	6	6	5	5	5	5	5	5	

注) 多治見市搬入不燃ごみ 12t による多治見市持ち帰り焼却残渣 3t 含む。(多治見市の破碎処理施設消失による処理委託)

出典:「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」(令和6年3月 尾張東部衛生組合)



出典:「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」(令和6年3月 尾張東部衛生組合)

図 2.2.4 可燃ごみ処理施設の処理量等の実績及び見込み

(2) 施設規模

施設規模は1日あたりに処理する能力を示し、「循環型社会形成推進交付金等に係る施設の整備規模について（通知）」（環循適発第24032920号）に基づき、次式により算定した。

$$\text{施設規模} = \text{計画年間日平均処理量} \div \text{実稼働率}$$

$$\cdot \text{計画年間日平均処理量} = \text{計画年間処理量} \div 365 \text{ 日}$$

$$\cdot \text{実稼働率} = (365 \text{ 日} - \text{年間停止日数}) \div 365 \text{ 日} = 0.795$$

$$\text{年間停止日数} = \text{計画停止} (\text{整備補修・補修点検・全停止期間含む}) 61 \text{ 日}$$

$$+ \text{ピット調整} 10 \text{ 日} + \text{予定外停止} 4 \text{ 日} = 75 \text{ 日}$$

① 計画年間日平均処理量

計画年間日平均処理量は、計画目標年次における年間処理量（計画年間処理量）の日平均値とし、計画年間処理量は、計画1人1日平均排出量に計画収集人口を乗じて求めた量に、紙類抜き取り及び可燃性破碎残渣を加えて算出した。「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」のごみ量の推計は令和15年度までであることから、令和17年度のごみ量は令和15年度のごみ量が一定に推移するものと仮定した。

計画年間日平均処理量は、147.4t/日となる。

$$\text{計画年間日平均処理量} = \text{計画年間平均処理量} \div 365 \text{ 日}$$

$$= 53,783\text{t}/\text{年} \div 365 \text{ 日} \approx 147.4\text{t}/\text{日}$$

② 通常時の施設規模

①に基づき通常時の施設規模を算出すると、186t/日となる。

$$\text{通常時の施設規模} = \text{計画年間日平均処理量} \div \text{実稼働率}$$

$$= 147.4 \div 0.795 \approx 186 \text{ t}/\text{日}$$

③ 災害廃棄物処理に見込む施設規模

災害廃棄物対策指針等に基づき災害廃棄物処理計画を策定し、当該計画において処理区域外からの災害廃棄物を受入れる旨を記載している場合に、算出した施設規模に対し10%を上限とした災害廃棄物処理量を見込むことができるものとなっている。

「算出した施設規模の10%」を見込む場合、災害廃棄物処理量は18.6t/日となる。

$$\text{算出した施設規模} \times 10\% = 186 \text{ t}/\text{日} \times 10\% = 18.6 \text{ t}/\text{日}$$

④ 施設規模の設定

以上の設定より、可燃ごみ処理施設の施設規模は、205t/日とする。

$$\begin{aligned} \text{施設規模} &= \text{通常時の施設規模} + \text{災害廃棄物処理に見込む施設規模} \\ &= 186 \text{ t}/\text{日} + 18.6 \text{ t}/\text{日} \approx 205 \text{ t}/\text{日} \end{aligned}$$

2.2.4.3 処理方式の選定

可燃ごみの処理方式については、「ごみ処理施設整備基本構想」において、複数あるごみ処理方式の中から、基本方針で掲げる「循環型社会の形成推進」、「適正な中間処理及び最終処分の推進」に基づき、組合市から発生する可燃ごみを適正に処理できるかつ、エネルギーの有効利用又は資源化性の高い処理方式を選定することとし、以下の条件から抽出を行った。

○処理方式の導入状況

- ・稼働実績が十分あるか。
- ・近年（過去10年間）で導入実績はどの程度か。

○処理方式の資源化状況

- ・エネルギーもしくはマテリアルでの有効利用が可能か。

○処理方式の処理状況

- ・同規模の実績があるか。
- ・可燃ごみを全量処理できるか。

抽出した5つの方式は表 2.2.4に示すとおりである。

今後、専門家等により構成する委員会等において、処理方式を検討することとしている。

表 2.2.4 処理方式の抽出結果

処理方式	技術名称	処理方式の概要
焼却	ストーカ式	燃やせるごみをストーカ（「火格子」と呼ばれるごみを燃やす場所）の上で転がし、焼却炉上部からの輻射熱で乾燥、加熱し、攪拌、移動しながら燃やす仕組みの焼却炉で、国内の焼却炉で最も多く使われている方式。
	流動床式	塔状の炉内に砂による流動層を形成させ、下部から予熱空気を送り、上部からごみを投入し、炉内の流動状態で浮遊する高温の砂とごみを接触させることにより、焼却させる焼却炉。
溶融	流動床式	前段に流動床炉を設置し、燃やせるごみを500～600℃で蒸し焼きにして熱分解性ガスを発生させる。また、残った熱分解性残渣を後段の溶融炉で1,200～1,300℃以上の高温で溶融させスラグ、メタルを回収する。
	シャフト式	燃やせるごみにコークスや石灰石を混合し、1,700～1,800℃の熱により熱分解と溶融を一体で行う処理方式。
燃料化	バイオガス化	有機性廃棄物（生ごみ等）を対象として、嫌気性微生物によって分解し、バイオガス（メタン60%と二酸化炭素40%の混合ガスをいう。）を回収する。発酵残渣及び発酵不適物を別途処理（焼却処理）する必要があり、可燃ごみから機械選別によりバイオガス化と焼却等の処理対象に分けそれぞれでエネルギー回収を行う。

出典：「ごみ処理施設整備基本構想」（令和6年3月 尾張東部衛生組合）

2.2.4.4 公害防止及び環境保全

(1) 基本的な考え方

既存施設及び計画施設に係る法令等による規制基準値等を表 2.2.5 に示す。計画施設の排出基準（自主規制値）については、規制基準を遵守し、かつ既存施設の自主規制値を満たす基準値を今後検討する計画である。

表 2.2.5 規制基準値等

項 目	単位	計画施設の法規制値	既存施設	
			自主規制値等	法規制値
注1) 排ガス	ばいじん	g/m ³ N	0.04	0.05
	硫黄酸化物(SOx)	—	K 値=9.0 ^{注2)}	30ppm
	塩化水素(HCl)	ppm	430 ^{注3)}	50
	窒素酸化物(NOx) ^{注4)}	ppm	250	150
	ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³ N	0.1	1
	水銀	μ g/m ³ N	30	50
悪臭	臭気指数(敷地境界)	—	15	15
騒音	昼間(8時～19時)	デシベル	70	70
	朝・夕(6時～8時、19時～22時)	デシベル	65	65
	夜間(22時～翌6時)	デシベル	60	60
振動	昼間(7時～20時)	デシベル	70	70
	夜間(20時～翌7時)	デシベル	65	65

注1) 排ガス濃度は酸素濃度12%換算値。

注2) K 値=9.0 は、計画施設において約1,600ppm。

注3) 塩化水素の排出基準は700 mg/m³ (約430ppm)。

注4) 計画施設が「県民の生活環境の保全等に関する条例」(平成15年愛知県条例第7号)に基づく大気指定工場に該当する場合、「工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導要領」(平成18年4月 愛知県)により、昭和58年6月15日以後に設置されるばい煙発生施設については、「大気汚染防止法施行規則」(昭和46年厚生省・通商産業省令第1号)第5条及び別表第3の2に定める窒素酸化物の排出基準の20%以上の低減等が求められる。

(2) 大気汚染対策

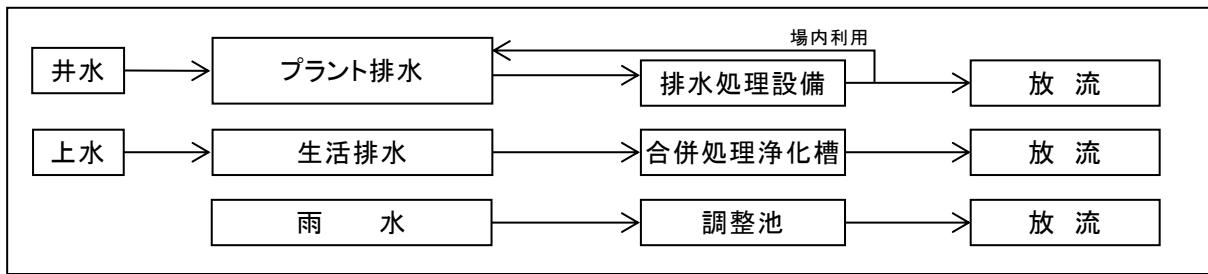
ごみ焼却施設における一般的な大気汚染防止対策として、窒素酸化物及びダイオキシン類については主に燃焼管理による排出抑制を行い、その他の物質及びダイオキシン類の除去には、ろ過式集じん器(バグフィルタ)と薬剤(消石灰や活性炭等)噴霧の併用による排ガス処理が行われている。本施設についても、これらの対策を基本とし、具体的な排ガス処理方法を今後、検討していく計画としている。

(3) 水質汚濁対策

水質汚濁防止対策として、場内で発生するプラント排水については、排水処理を行ったのち場内で再利用し、残りは規制値以下とし公共用水域に放流、生活排水については合併処理浄化槽で処理を行ったのちに公共用水域に放流する計画である。雨水は、調整池に一旦貯留したのちに放流する計画である。

なお、給水には、プラント用水は井水、生活用水は上水を利用する計画である。

給排水のフローは図 2.2.5 に示すとおりである。



(4) 工事中の環境保全対策

① 排出ガス及び騒音・振動対策

建設機械は、可能な限り排出ガス対策型及び低騒音型の建設機械を使用する。また、建設機械の集中稼働を避け、効率的運用に努める。

工事用車両については、より低公害・低燃費車両の使用に努めるとともに、エコドライブ等を励行するよう指導・監督を行う。また、車両が集中しないよう工程の管理等を行う。

② 粉じん対策

工事中は建設機械の稼働等による砂の巻き上げや土砂等の飛散を防止するため、施工区域をフェンス等により仮囲いする。また、適宜散水を行って粉じんの飛散を防止する。

③ 濁水等対策

雨水等の排水については、仮設沈砂池等を設け、適正に処理を行ったのち放流する。また、アルカリ性排水が発生する場合には、場内でpH調整を行ったのち、同様に放流する計画である。

④ 廃棄物等対策

工事に伴って発生する廃棄物等については、種類に応じた分別を徹底し、適正に再資源化、処理及び処分を行う。

⑤ 土壤汚染対策

本事業は「土壤汚染対策法」(平成14年法律第53号)及び「県民の生活環境の保全等に関する条例」(平成15年愛知県条例第7号)の対象となることから、法令に基づき必要な調査を今後実施する。

2.2.4.5 収集運搬関連

(1) 収集区域

廃棄物の収集区域は、瀬戸市、尾張旭市及び長久手市の全域とする。

(2) ごみ収集車等の主な走行経路

ごみ収集車等の関係車両の想定される主な走行経路は図 2.2.6 に示すとおりである。

南側の国道 363 号を通って対象事業実施想定区域へ進入する。

また、令和 6 年度における既存施設へのごみ収集車等の関係車両は、日平均で約 290 台である。

2.2.5 都市計画配慮書対象事業に係る工事計画の概要

本事業における工事工程は、表 2.2.6 に示すとおりである。

本事業の工事は、施設建設のための土木・建築工事、プラント設備工事及び外構工事を予定している。

また、工事用車両の主な走行経路はごみ収集車と同様であると想定され、図 2.2.6 に示したとおりである。

表 2.2.6 工事工程表（予定）

工程	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目
解体工事							
土木・建築工事							
プラント設備工事							
外構工事							
試運転							
供用							→



図 2.2.6 関係車両の主要走行経路

2.2.6 複数案の設定

「環境影響評価指針」（平成11年愛知県告示第445号）に基づき、本事業における複数案について検討した結果、事業の位置については前掲「2.1.4 建設予定地の選定経緯」に示したとおり、規模については前掲「2.2.4 都市計画配慮書対象事業の諸元」に示したとおり、「ごみ処理施設整備基本構想」等において既に検討が行われていることから、位置及び規模に関する複数案の設定は行わず、施設の配置及び構造等について複数案を設定する。

複数案の設定について検討した結果は、次に示すとおりである。

(1) 対象事業実施想定区域の位置

対象事業実施想定区域の位置については、前掲「2.1.4 建設予定地の選定経緯」に示したとおり、「ごみ処理施設整備基本構想」において候補地選定が行われているため、愛知県尾張旭市晴丘町東地内の1案とする。

対象事業実施想定区域については、既存施設用地及び隣接地の約2.1haの1案とする。

なお、この区域内で既存施設を稼働しながら計画施設の建設を行うことが可能であることを確認している。

(2) 事業の規模（処理能力）

可燃ごみ処理施設の処理能力は、前掲「2.2.4 都市計画配慮書対象事業の諸元」に示したとおり検討されているため、205t/日の1案とする。

(3) 施設の規模・配置

建屋の規模について、メーカーへのヒアリング結果や類似事例等を参考に、現時点で想定される最大の大きさとして、表2.2.7に示すとおり設定する。

表2.2.7 設定した建屋の規模

項目	規模	
A案	長辺	60m
	短辺	47m
	高さ	39m
B案	長辺	65m
	短辺	37m
	高さ	39m

施設の配置について、複数案を設定することとし、既存施設等が存在し広さにも限りがある対象事業実施想定区域内において、新設工場棟及び計量棟やその他必要なスペース（車両動線等）を適切に配置できる案として、A案（敷地中央配置）とB案（敷地東側配置）の2案とする。

設定した複数案は、図2.2.7に示すとおりである。

第2章 都市計画配慮書対象事業の目的及び内容

2.2 都市計画配慮書対象事業の内容

(4) 施設の構造等

① 処理方式

処理方式は、前掲「2.2.4 都市計画配慮書対象事業の諸元」に示したとおり、今後専門家等により構成する委員会において検討を行うこととしているため、処理方式の複数案は設定せず、どの処理方式でも対応可能な計画内容を前提とする。

② 煙突の高さ

煙突高さについては、既存施設は 59m であるが、これまで環境面で問題が生じていないことや、煙突を高くすることによるコストや景観面への影響等を勘案し、既存施設と同様の 59m の 1 案とする。

なお、本事業は、既存施設の老朽化が進む中、3R（発生抑制、再使用、再生利用）の推進によるごみ減量施策にも限界があり、また、「尾張東部・尾三地域広域化計画」において、本組合及び尾三衛生組合のそれぞれが単独で新施設を建設することとしていることから、ゼロ・オプション（当該事業を実施しない案）は設定しない。

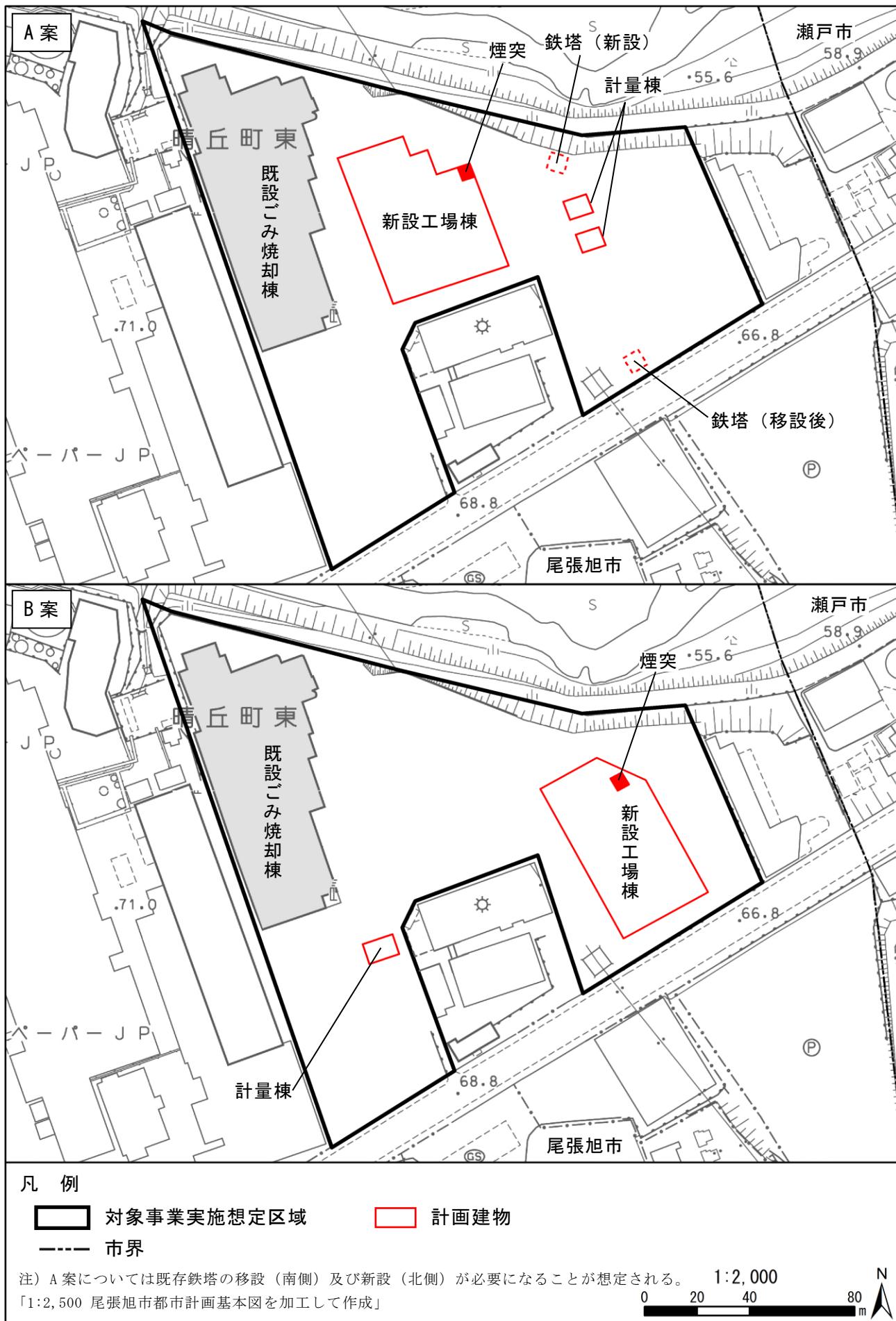


図 2.2.7 設定した複数案

